

意見書

2000年6月8日

電気通信審議会

電気通信事業部会長 殿

2000年5月25日に公表された、電気通信事業法施行規則の一部改正案に関し、意見を提出します。

住所 GLOBAL CROSSING LTD.
12 HEADQUARTERS PLAZA, 4TH FLOOR
NORTH TOWER
MORRISTOWN, NJ 07960
U.S.A.

氏名 PAUL KOURoupas, Esq.
SENIOR COUNSEL
WORLDWIDE REGULATORY AND INDUSTRY AFFAIRS

Paul Kouroupas by T.P.T.

グローバル・クロッシング社による意見書

I. 前書き

グローバル・クロッシング社はその子会社のアジア・グローバル・クロッシング・ジャパンに代わり、2000年5月25日に公表された東西NTTとのコロケーションに関わる電気通信事業法施行規制の一部改正案について、郵政省の意見要請（「要請」）に対し意見書を提出できる機会があることを感謝の意を表します。グローバル・クロッシング社は、郵政省の提案する、NTTとの接続規約の改善により電気通信事業の市場を他事業者に広げようとする努力を支援します。接続制度の改善は、日本のビジネスならびに消費者へのサービス向上につながると同時に、アジアの電気通信市場における日本の地位を向上につながります。

世界における経験から、グローバル・クロッシング社は、電気通信部門における健全な競争の促進には細かく規定されたルールとその適切な遂行が必要だと信じます。明白かつ透明で公正なルールの設定は、他事業者に第一種通信事業者と同様の待遇を約束し、その結果、他事業者の市場への参加を促進します。また、このようなルールは、他事業者が第一種電気通信事業者と競争する際必要となります。電気通信事業法施行規則の改正は、他事業者のNTTとの重要なコロケーションの機会を確保し、市場競争を促す重要なステップだと我々は信じます。今回の郵政省の改正案とグローバル・クロッシング社がこの意見書に提案する案により、他事業者がNTTの施設に立ち入ることを可能にし、地域競争を促進するのは確実です。接続とアクセス・サービスが合理的かつ非差別的なルールと条件に基いて、また料金制によって、確保できることは、新規市場参入者が競争する際重要です。

A. 意見者（グローバル・クロッシング社）の概略

グローバル・クロッシング社は子会社とともに、5大陸、27カ国、そして200以上の都市にまたがり、162,509 kmに及ぶ世界順一のグローバル・ファイバー・オプチック・ネットワーク・サービスを提供しています。（グローバル・クロッシングのファイバー・オプチック・システムについての詳しいことは、<http://www.globalcrossing.com/network.asp>を参照下さい。）現在公表されているシステムが完成すると、グローバル・クロッシングのネットワークとその電気通信並びにインターネット・サービスは、全世界の通信網の計80%以上に及ぶ市場で提供可能になります。グローバル・クロッシング社は、S&P500インデックスとNASDAQ100インデックスに掲載されています。グローバル・クロッシングの本社はパミューダのハミルトンにあり、地方のオフィスはカリフォルニア州のロスアンジェルス、ニュージャージー州のモリントン、そしてニューヨーク州のローチェスターにあります。

現在アジアでは、グローバル・クロッシング社の子会社、アジア・グローバル・クロッシング社（AGC）が、アジアの主要国を結ぶ、アジア・クロッシング・システム（EAC）と呼ばれる陸海合同のファイバー・オプチック・ネットワークを完成中です。（AGCは2000年5月23日に、1億USドルの証券のIPOのための登録書類（Form S-1）をアメリカの証券取引委員会に提出しました。）EACが完成すると、日本、香港、台湾、韓国、マレーシア、シンガポール、フィリピン、そして中国が互

いに結ばれるだけでなく、EACとグローバル・クロッシング・ネットワークとの接続によってこれらのアジアの国が南北アメリカ大陸、ヨーロッパ、そしてアフリカと結ばれることとなります。

日本では、アジア・グローバル・クロッシングの子会社であるアジア・グローバル・クロッシング・ジェパンが2000年6月1日に、郵政省からタイプ1の認可を受けている。アジア・グローバル・クロッシング・ジャパン社は2000年2月18日に郵政省によりタイプIIの認可を与えられ、それによってグローバル・クロッシング社は消費者への多様なサービスの提供を許されている。更に、グローバル・クロッシング社と丸紅のジョイントベンチャーであるグローバル・アクセス社もタイプIの認可を受けています。

B. 郵政省の提案とその拡大への支援

グローバル・クロッシング社は、郵政省の提案する多事業社へのコロケーションの機会改善への取り組みを称賛し、「要請」において提案されている修正案を支援します。提案されている修正案は、細かいルールを設定することにより、又、そのルールを接続規約に記載するようNTTに義務付けることによって、NTTとのコロケーションを希望する多事業社のコロケーション手続きを容易にすると思われます。グローバル・クロッシングは、NTTが競争を促進するこれらの修正案を妨げることをしないよう、郵政省にさらにもう一步進んで以下の点を修正案に付け加えることを要請します。

II. 提案

(1) コロケーションに関する手続き

- a. 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報の開示を受けるための手続。

他事業者がコロケーションのスペースについて事前に知らせるようNTTに義務付ける郵政省の提案を我々は支持します。今の制度では、NTTがどれだけのコロケーションのスペースをもっているかを推測し、コロケーションのスペースの要求をし、そしてNTTが要求に答えられるかどうかを待たなければいけなく、他事業者は貴重な時間と資源を費やさなければいけません。NTTが要求されたスペースを提供できない場合、他事業者は推測に基づいて再請求をすることになります。以上の理由により、NTTの施設におけるコロケーションのスペースの状況を他事業者に定期的に公開する手続の制定を支援します。

- b. 他事業社がNTTの建物に入りコロケーション可能なスペースや、コロケーションの条件を確認できるようにする。

郵政省と同様、我々も、NTT施設でのコロケーションのスペースの有無についてのNTTの立場を他事業者が監視する必要性があると感じます。NTTがスペースの理由で物理的にコロケーションが不可能とする場合、NTTは郵政省に詳細な間取り図でそ

の事実を示すとともに、コロケーションを否定された業者を10日以内に施設全体に通すことを義務付けられるべきである。スペースの有無に関して同意がない場合は、両当事者は郵政省に意見を申し立てることができるようにすべきである。更に、NTTは古くなって使われなくなった設備を、他事業社から妥当な要求がある場合、その場所から取り去るよう義務付けられるべきである。

これらの条件が満たされるためには、コロケーションのスペースの基準と、NTTがスペースの使用に関し課せることの出来る制限を、明確にする必要があります。例えば、NTTは、共同のケージ又はケージレス・コロケーションを用意すべきで、スペースのない場合は、NTTは技術的に可能な限り、隣接する制限された建物でのコロケーションを可能にするべきである。

アメリカでは、Federal Communications Commission (FCC) は、Incumbent Carriers (ILECs) がその優勢な地位を悪用するのを防ぐためにこれらの方法が必要だということすでに認識している。その理由から、FCCはILECsに、適切な料金、条件、制限に基づいてケージとケージレス・コロケーションを提供するよう要求した。FCCは、他事業社が多様なコロケーションの選択ができるよう、Competitive Local exchange Carriers (CLECs) からの要求以前に、速やかに、コロケーションの手配をするよう要求した。又、FCCは、他事業社がルールにある条件以外にコロケーションの条件を付け加えることができるとした。グローバル・クロッシング社は、郵政省が同様の方法を採用するよう要望します。

更に、NTTはコロケーションのスペースを二つ、又はそれ以上の数の業者が契約により、共同で使用できるようにすべきである。アメリカで行なわれているように、ケージにコロケーションしている業者の数に関わらず、設備の準備にかかる全料金を定め、その料金を業者が使用するスペースの割合により配分するという方法で、NTTは設備の調節と準備の費用の請求を割当て性にするよう義務付けられるべきである。他業者の又貸しを制限するなど、新規参入者がコロケーション・ケージを利用するのを、NTTが不当に制限できないようにすべきである。

NTTにケージレス・コロケーションの配備を義務付けることを我々は支持します。技術的な問題と安全性に関する問題がある場合を除き、NTTは壁、室、ケージ、または同様な構造の建設を要求することなしに、又、別の入り口の設置を請求することなしに、使用されていないスペースのコロケーションを認めるべきである。

コロケーションの費用が上がるので、NTTは他業者にNTTの設備から離れた室又は隔離されたスペースでのコロケーションを要求すべきではない。又、NTTはコロケーションを要求する業者に対し、スペースの不当な最少基準をもうけるべきではない。他業者がラック (r a c k) 又はベイ (b a y) のコロケーションのスペースを必要に応じて購入できるよう、NTTはベイごとにコロケーションのスペースを提供すべきである。更に、技術的に可能な場合、NTTは他業者に直接接続の代わりに中間接続を使用することを要求すべきではない。最後に、特定の施設においてスペースがない場合、NTTは隣接する環境的に制御されたバルト (v a u l t) におけるコロケーションを認めるべきである。

c. 接続を希望する他事業者が自ら工事、保守ができるようにする。

我々は、他業者が自ら工事や保守をすることを認めようとする郵政省の提案を支持します。他業者に自らの工事の費用とスケジュールを独自に管理させることによって、NTTが競争を妨げる手段の一つをなくすることができます。これらの実行のためには、NTTは他事業者に自らの設備へ直接立ち入りことを認めるべきである。

NTTが自らの設備にもうける安全上の条件を考慮しながら、NTTは他事業者にNTTの施設における他事業者間のコロケーションの設備に、交差接続施設を建設することを認めるべきである。NTTは、他事業者に設備又は交差接続機能をNTTからのみ購入するよう要求すべきではない。

厳しすぎる安全性の基準をもうけるなど、NTTは他事業者に不当な要求を押しつけることで、他事業者の工事を妨げようとするべきではない。例えば、NTTはコロケーションの設備に安全性の基準をもうける場合、それらの基準がNTT自らの設備にもうけられている基準よりも厳しいものでないようにするべきである。NTTが安全性の理由からコロケーションを認めない場合、その5日以内に当事者にその施設にあるNTTの全設備のリストと、全ての設備が安全性の基準を満たしているとする誓約書を、当事者に提出することを義務付けるべきである。

安全性に関して、NTTは他事業者に対しNTT自らの従業員または請負業者にかされる安全基準よりも厳しい条件を押しつけるべきではない。NTTが課すべき妥当な安全条件とは、例えば、監視カメラ又はその他の監視システム、安全性に関する訓練、又コンピュータかされた追跡システムが導入されたバッチの使用をいう。NTTは他事業者の施設への立ち入りを、エスコートなしでかつ遅延することなしに、週末を含め毎日、24時間認めるべきである。更に、NTTは駐車場や洗面所などの施設への立ち入り認めるよう義務付けられるべきである。

d. 接続を要求する他業者がNTTが行なう工事に立ち会うことができるようにする。

NTTの行なう工事に他事業者が立ち会うことができるようにすべきである。この理由から、我々は郵政省の提案を支持する。現在、NTTの工事に立ち会うことが出来ず、工事等について必要な対応が敏速にできない状態にある。

e. NTTは、他事業者の設備がスイッチや強化サービス機能を含む場合でも、他業者に接続に使用される設備のコロケーションを認めるべきである。NTTは他の機能をディスエンゲージするよう要求してはいけない。

今回郵政省によって公表されてはいないが、我々は、NTTに、接続に必要な全ての設備にスイッチ又は強化サービス機能もしくは他のサービス機能が含まれているに関わらず、接続に必要な全ての設備のコロケーションを認めることを義務付けることを、電子通信事業法施行規則の改正に含むよう郵政省にお願いします。

NTTは、他の機能の有無に関わらず、接続に使用されている、もしくは使用が可能な設備のコロケーションを認めることを義務付けられるべきである。又、NTTはコロケーションの設備機能の使用について制限を課すことを許されるべきではない。NTTが除外できる唯一の設備は、スイッチや強化サービスだけに使用される設備など、接続に必要なでない設備である。

(2) コロケーション手続きの時間

今回提案されている改正案は、コロケーションの請求から工事着手までの期間と、工事の期間とに分けて、標準期間を定めている。

我々は、これらのコロケーションの請求から工事着手までの期間と、工事の期間のスケジュールの設定を支持します。業者が効率的に競争するためには、新しい顧客にサービスを提供するのにどれだけの時間がかかるかを知る必要がある。アメリカでの経験に基づいて、グローバル・クロッシング社は、NTTがコロケーションの要求に答える期間を10日にするのは妥当だと考え、また全ての手続きの期間を45日から90日以内とする案も支持します。

(3) 費用の負担

今回提案されている改正案は、他業者の負担すべき金額を規定している。

我々は、最初のコロケーション業者が全ての費用を負担しなくてすむよう、NTTにスペースの準備、安全措置、そして他のコロケーションの費用を割り当てるよう義務付けるべきであると考えます。これらの義務付けは、例えばNTTに新規参入社が利用するスペースの量と全体のスペース調整費用を比べさせることにより、費用を分担しようとする制度を含んでいる。

III. 結論

グローバル・クロッシング社は、「要請」に記載されてあるように、他業者が東西NTTとのコロケーションを得る手続きを更に改善しようとする郵政省の努力を支持します。NTTの優勢的な地位のため、我々は、他業者が敏速でかつ妥当な状態で、NTTとのコロケーションが得られるよう、この意見書に記載してある意見を郵政省が採用されるよう嘆願します。

敬具、

Helen E. Disenhaus
Troy F. Tanner
Swidler Berlin Shereff Friedman, LLP
3000 K Street, N.W., Suite 300
Washington, D.C. 20007
U.S.A.
0001-202-424-7500 (Tel)
0001-202-424-7645 (Fax)
以上グローバル・クロッシング社の弁護士

Paul Kouroupas, Esq.
主任弁護士
Worldwide Regulatory
and Industry Affairs,
Global Crossing Ltd.
12 Headquarters Plaza,
4th Floor
North Tower
Morristown, N.J. 07960
U.S.A

2000年6月8日